

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年10月21日午後1時30分から令和6年第10回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	坂井	聡	第12番委員	佐藤	浩幸
第2番委員	小野	まり子	第13番委員	佐藤	祝
第3番委員	宮本	賢	第14番委員	山路	和弘
第4番委員	倉田	和久	第15番委員	小坂	倫充
第5番委員	渡辺	好章	第16番委員	岩野	悦子
第7番委員	高橋	重貴	第17番委員	小嶋	教三
第8番委員	及川	宏和	第18番委員	田口	敏
第9番委員	有住	寿哉	第19番委員	高橋	正則
第10番委員	高橋	義隆	第20番委員	菊地	成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長補佐	高橋	真一郎
係長	田尻	和稔
主事	巴	春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻	和稔
主事	巴	春菜

- 議 長 只今から令和6年第10回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 6番松本隆委員、11番高橋新一委員から欠席の報告があります。
只今の出席委員は、18名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番高橋義隆委員、12番佐藤浩幸委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 事務局

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、番号1番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——7番委員退席——

議 長 これより、番号1番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7番高橋重貴委員の入席を許します。
——7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
これより、番号2番から4番までの案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長

日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長
議 長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番案件について10番高橋義隆委員より報告願います。

第10番委員

10番高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

10月16日午前、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[]さんが宅地分譲開発をするため、譲渡人である[]さん所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。

また、周辺農地への被害防除措置としては、西側の道路の高さまで盛土、転圧し整地し、東側の農地との境界にはL型擁壁を設置する。

雨水排水については、西側の道路に側溝を設置して北側道路側溝に排水する計画であるため、土砂や流水の被害は、想定されないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——討論なしのとき——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議

長

日程第8、議案第3号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事
議

務

局
長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番4号番の案件について15番小坂倫充委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——15番委員退席——

議

長

これより、利用権設定番号4番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号4番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

15番小坂倫充委員の入席を許します。

——15番委員入席——

議

長

15番小坂倫充委員の案件については、原案のとおり決定しました。続いて、利用権設定番号5番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——7番委員退席——

議

長

これより、利用権設定番号5番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号5番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 7番高橋重貴委員の入席を許します。
 ——7番委員入席——
- 議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 それでは、議案第3号の所有権移転番号1番から3番並びに利用権設定番号1番から3番の案件について、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第3号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第9、議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 長 【事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和6年第10回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
ました。

時間 14 時 10 分